

会員事業所従業員並びに協力事業所・5S推進事業所表彰規則

足利商工会議所では、当市の産業振興の発展に貢献した従業員等を、日本商工会議所表彰規則及び当所産業功労者表彰規則に基づき、次により表彰する。

1. 表彰対象者

足利商工会議所会員事業所の従業員並びに、協力事業所（下請事業所）の事業主。

2. 表彰の種類及び条件

(1) 日本商工会議所会頭、足利商工会議所会頭連名表彰（以下連名表彰という）

同一事業所に30年以上勤務する従業員で、勤務成績が優秀で他の模範となる者。

(2) 足利商工会議所会頭表彰

① 永年勤続従業員表彰

同一事業所に満5年以上勤務の従業員で成績優秀な者。（表彰区分は5年毎）

② 優良従業員表彰

男女とも同一事業所に3年以上勤務の従業員で成績優秀な者。

③ 協力事業所表彰

会員事業所の協力事業所（下請事業所）として同一事業所に継続して5年以上協力し、その事業所の発展に特に貢献のあった事業所。

④ 5S推進事業所表彰

足利5S学校より推薦のあった会員事業所の事業主及び従業員。

3. 表彰の人数

連名表彰、足利商工会議所会頭表彰の被表彰者の推せん人数は、限定しません。

4. 勤続年数及び協力年数の算出

基準日／令和6年10月15日（火）時点

5. 被表彰者の推薦の方法

会員事業所事業主（代表者）が別紙の推薦書に被表彰者についての必要事項並びに表彰の種類を記入し、記名、捺印のうえ、表彰負担金を添えて当所本部事務所窓口にご提出下さい。但し、連名表彰については、会頭表彰の被表彰者の中から会頭が申請いたします。

6. 表彰の決定

連名表彰は、日本商工会議所表彰委員会及び審査会、足利商工会議所会頭表彰は審査会でそれぞれ審議し、当所の常議員会の承認を得て決定します。従って、いずれの表彰も推薦の段階では被表彰者に内密にお願いします。（表彰の可否については、推薦事業所の代表者にご通知いたします）

7. 表彰負担金（会員事業所負担金）

足利商工会議所会頭表彰負担金 1名につき 5,000円

協力事業所表彰負担金 1事業所につき 6,000円

（推薦した被表彰者が審査会で表彰を否決された場合はお返しします）

8. 表彰日時

令和6年10月15日（火）午後4時（産業功労者表彰式）

9. 推薦締め切り日

令和6年8月8日（木）

10. 問い合わせ

足利商工会議所総務課（電話21-1354）